

令和4年12月16日

丹波篠山市長 酒井隆明 様

丹波篠山市自治基本条例検証委員会  
会長 今井進

丹波篠山市自治基本条例の検証について（答申）

令和4年9月7日付け諮問第1号で諮問のあった標記のことについて、当委員会で検証のうえ、条文及び逐条解説の見直しの必要性と条例の運用に関する意見を別冊の「丹波篠山市自治基本条例の検証結果」に取りまとめましたので、ここに答申します。

# 丹波篠山市自治基本条例の検証結果

令和4年12月16日

丹波篠山市自治基本条例検証委員会

# 目 次

I. 丹波篠山市自治基本条例の検証結果	1
1. 検証結果	
2. 経過について	
3. 検証内容について	
4. 丹波篠山市自治基本条例 構造図	
5. 見直し理由	
6. 条例運用についての提案	
II. 丹波篠山市自治基本条例検証委員会規則	5
III. 丹波篠山市自治基本条例検証委員会委員名簿	6

## 【別表】

丹波篠山市自治基本条例逐条解説 【新旧対照表】

# I. 丹波篠山市自治基本条例の検証結果

## 1. 検証結果

丹波篠山市長からの諮問を受けて条文の検証及び、見直しについて議論した結果、条文の見直しは必要なしと判断する。

なお、条文と一体をなす逐条解説については、一部見直す必要があると考える。

また、条例運用の状況を検証した結果も、意見として付す。

## 2. 経過について

丹波篠山市自治基本条例（以下「条例」という。）では、条例制定から一定期間が経過した後も各条文がその時代の社会情勢に合っているか、丹波篠山市にふさわしいものであり続けているかを見守り、形骸化を防止することを目的に、第 28 条に条例の見直し規定を設けている。

平成 18 年 10 月に施行された条例については、平成 23 年に篠山市自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）において初めての検証、平成 26 年に第 2 回目、平成 30 年に第 3 回目の検証を行い、いずれも社会情勢の変化等を反映し、新たな条文の追加や、逐条解説の見直し、条例運用の見直しの必要性について答申をしてきた。

前回の検証報告後、市は、条例の改正案を議会に提案し、議会の議決を経て、改正条例が平成 31 年 4 月に施行されている。

第 4 回目となる今回の検証委員会の検証経過としては、令和 4 年 9 月 7 日の第 1 回委員会において市長から諮問を受け、計 4 回の委員会を開催し、条例の検証を行った。

第 1 回委員会において、条例の内容についての説明を行い、第 2 回委員会では、内部の検証結果を報告するとともに、第 1 回目での説明を踏まえた上で条例の見直しについての議論を行った。

第 3 回委員会以降では、第 2 回目の議論を踏まえた上で、委員から出た意見を協議し、各条文及び逐条解説の改正の必要性について検討を行った。

その結果を検証結果として取りまとめ、答申書として提出する。

### 【参考】令和 4 年度検証委員会日程表

No.	会議名・日時等	内 容	会議の 公開状況	傍聴 人数
1	第 1 回検証委員会 令和 4 年 9 月 7 日（水）	1 委嘱状交付 2 会長・副会長選任 3 諮問 4 丹波篠山市自治基本条例について 5 検証作業とスケジュールについて	公開	2 人
2	第 2 回検証委員会 令和 4 年 10 月 11 日（火）	1 社会情勢の変化に伴う検証について 2 自治基本条例に関する取組の内部検証について 3 自治基本条例に係る点検結果について	公開	0 人
3	第 3 回検証委員会 令和 4 年 11 月 16 日（水）	1 第 2 回検証委員会における各委員からの意見に係る見直しについて	公開	0 人

		2 各委員からの意見を踏まえた条文見直しについて		
4	第4回検証委員会 令和4年12月13日(火)	1 条文見直しの検討について 2 逐条解説の修正について 3 答申案の確認	公開	0人
5	答申書の市長提出 令和4年12月16日(金)	検証委員会より市長へ検証結果の答申	—	—

### 3. 検証内容について

#### ① 条文の検証状況について

本検証委員会では、各条文が最近の社会情勢にあっているかを検証する役割であることから、新型コロナウイルス感染拡大による社会や生活様式の変化、ロシアによるウクライナ侵攻などによる物価高騰、SDGsの機運の高まり、過疎地域指定などを踏まえ、条文を検証した。

市内では、外国人市民が増加してきていることから、条文に「多文化共生」を盛り込むかどうかについて2回にわたり議論したが、条文への記載は時期尚早であると判断した。

しかしながら、市内の地域においては、日本人と外国人との生活様式や価値観等の違いによるトラブルが生じているため、条文改正よりもまず、市として「(仮称)多文化共生推進に係る基本方針」の策定を検討いただきたく提案する。

#### ② 逐条解説の見直しについて

条文を検証する過程で、条文の見直しは必要ないが、条文と一体をなす逐条解説については、次の各条項に関して見直しが必要と判断した。

1. 第5条は、危機管理における関係機関の内容について補足する必要がある。
2. 第13条は、青少年に関する説明が不足していることから、青少年に関する記述を追加する必要がある。
3. 第14条は、条文では「事業を行うもの」、逐条解説では「事業活動を営むもの」となっており記載が異なっていたため、逐条解説を条文にあわせるとともに、「事業活動を営むもの」についての考え方を補足する必要がある。
4. 第21条は、コミュニティの今後のあり方や幅広い交流の推進、またコロナ禍による生活形態の変化を考慮し、市民のまちづくりへの関わり方を追加する必要がある。
5. 第22条は、国際交流は、自治体や地域同士の交流だけでなく、住民同士の連携も含んでいるということを補足する必要がある。

#### ③ 条例の運用に関して出た意見

条文の見直しの検証とあわせて、条例の運用状況についても確認を行った。

1. 第9条において、会議の非公開数が増加傾向にあるが、適正に運営されているか。
2. 第13条において、市の公募委員の募集年齢が満18歳以上に限定されており、条文内容が実際の運用と異なっているのではないか。

## 4. 丹波篠山市自治基本条例 構造図



## 5. 見直し理由

検証の結果、見直す必要があると判断した各条について、見直しの理由等は次のとおりとする。

なお、見直し案は別表「丹波篠山市自治基本条例逐条解説 新旧対照表」のとおりとする。

### ①第 5 条（危機管理）について

災害対応においては、住民の自助努力だけでなく、市や関係機関、福祉施設との連携が必要とされる。関係機関の定義を明確化する必要があることから、ライフライン事業者や運輸事業者、医療機関、福祉事業者等を記載することが必要と考える。

### ②第 13 条（子どもがまちづくりに参画する権利）について

「子ども」については定義づけが記載されていたが、「青少年」については記載されていなかったため、説明を記載することが必要と考える。

### ③第 14 条（事業者の権利及び責務）について

現行条文では、「事業活動を行うもの」、解説部分では「事業活動を営むもの」という形で表記が異なっているため、統一する必要があると考える。

「事業を営むもの」は第 2 条において、事業活動等を行っている個人や団体と定義されている。そのため、第 14 条の逐条解説では「事業を行うもの」について、営利活動を行う一般の企業にとどまらないということを記載することが必要と考える。

### ④第 21 条（コミュニティの意義と支援）について

近年課題となっている人口減少や高齢化、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、コミュニティ活動の維持が今後困難となってくることが想定される中、それぞれの場面に応じたコミュニティ活動のあり方について記載することが必要と考える。

### ⑤第 22 条（交流及び連携）について

現行条文では、国際交流について、地域や自治体単位での交流だけを指すように捉えてしまう可能性があるため、自治体や地域同士の交流だけでなく住民同士の連携も含んでいるということを記載することが必要と考える。

## 6. 条例運用についての提案

### ①会議の公開状況について【第 9 条関係】

会議の非公開数が増加傾向にあることから、理由を把握するとともに、適切に運用されるよう努められたい。

### ②公募委員の募集状況について【第 13 条関係】

18 歳未満の青少年や子どものまちづくりの参画が規定されているが、市の公募委員は 18 歳以上に限定されているものばかりである。

全国の自治体の中には、地方自治法第 3 条第 3 項 2 の規定により公募委員が特別職の公務員とみなされること、また、公務員の採用年齢が 18 歳以上であることから、公募委員の条件として、満 18 歳以上の年齢制限を設けている事例がある。

このことから、公募委員の年齢の定義について点検され、市として理由を明確化しておくように努められたい。

## II. 丹波篠山市自治基本条例検証委員会規則

平成27年3月31日

規則第7号

改正 平成30年6月29日規則第18号

平成31年3月29日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市自治基本条例（平成18年篠山市条例第32号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、丹波篠山市自治基本条例検証委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 条例検証に伴う関係資料の調査分析に関すること。
- (2) 条例検証結果の答申に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 前丹波篠山市自治基本条例検証委員会委員
- (2) 公募に応募した者のうちから市長が適当と認める者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員及び専門委員の任期は、2年とする。ただし、当該調査審議事項が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長が共に欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは報告又は意見を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、委員の互選によって定める。



- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。  
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画総務部が行う。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第18号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

### Ⅲ. 丹波篠山市自治基本条例検証委員会委員名簿

番号	委 員 名	備 考
1	いま い すすむ 今 井 進	会 長
2	ほん じょう か ず み 本 莊 賀 寿 美	副会長
3	あ だち ま り こ 足 立 眞 理 子	
4	い もと とし のぶ 井 本 季 伸	
5	さか い あつ し 酒 井 篤 史	
6	さか い ふ み 酒 井 扶 美	
7	し みず なつ き 清 水 夏 樹	
8	なか ざわ けい こ 中 澤 敬 子	
9	やま もと はる あき 山 本 晴 朗	
10	よこ やま のぶ よし 横 山 宜 致	

別表

## 丹波篠山市自治基本条例逐条解説【新旧対照表】

朱書下線部は、修正箇所

丹波篠山市自治基本条例逐条解説新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 基本原則（第3条—第11条）</p> <p>第3章 権利及び責務（第12条—第19条）</p> <p>第4章 まちづくりの目標と推進（第20条—第27条）</p> <p>第5章 条例の改正と位置付け（第28条・第29条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 基本原則（第3条—第11条）</p> <p>第3章 権利及び責務（第12条—第19条）</p> <p>第4章 まちづくりの目標と推進（第20条—第27条）</p> <p>第5章 条例の改正と位置付け（第28条・第29条）</p> <p>附則</p>
<p>（危機管理）</p> <p>第5条</p> <p>【解説】（略）</p> <p>《第1項》</p> <p>市は、いつ起きるとも分からない不測の事態に迅速かつ的確に対処し、市民の生命、財産及び暮らしの安全を確保しなければなりません。そして、市民、関係機関及び他の自治体等との協力及び連携により、さまざまな事象を想定し総合的に、また、いざという時に機動的に対処できるような確かな情報提供を含め、危機管理体制の確立に努める必要があることを定めています。</p> <p>《第2項》</p> <p>（略）</p>	<p>（危機管理）</p> <p>第5条</p> <p>【解説】（略）</p> <p>《第1項》</p> <p>市は、いつ起きるとも分からない不測の事態に迅速かつ的確に対処し、市民の生命、財産及び暮らしの安全を確保しなければなりません。そして、市民、関係機関<del>（*）</del>及び他の自治体等との協力及び連携により、さまざまな事象を想定し総合的に、また、いざという時に機動的に対処できるような確かな情報提供を含め、危機管理体制の確立に努める必要があることを定めています。</p> <p>《第2項》</p> <p>（略）</p> <p><del>*関係機関とは、丹波篠山市地域防災計画に記載されている関係機関（ライフライン事業者や運輸事業者、医療機関、福祉事業者等）のことを指します。</del></p>

(子どもがまちづくりに参画する権利)

## 第13条

### 【解説】

社会の一員であるとともに、次世代の担い手である「子ども」を大切にするという丹波篠山市の姿勢を示しています。

まちづくりの主体となる市民は大人を想像しがちですが、第20条第6号で「丹波篠山の次の世代を担う子どもたちの健全育成の推進」をまちづくりの基本と定めており、「子どもがまちづくりに参画する権利」とは、子どもは、次世代を担う者として、学校での教育ばかりではなく、家庭や地域全体から愛育されるとともに、市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務があることから一項目決めました。

「子どもの権利条約」第12条において、意見を表す権利として、「子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもち、その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければならない」とされており、子どもも、まちづくりに参加する権利を有しています。しかし、年齢によっては成人と同等の判断力を求めることができない場合もあることから、まちづくりに参画する権利は、その年齢に応じたものになります。

このことから、子どももまちづくりに関わる市民の一員であることを明確にし、それぞれの年齢に応じ、「まちづくりに参画する権利」を保障するものです。

なお、「子ども」の定義については、各法令等により、その対象年齢は異なっていますが、本条例では、選挙年齢や民法の成年年齢(\*)に準じ、満18歳未満としています。

(子どもがまちづくりに参画する権利)

## 第13条

### 【解説】

社会の一員であるとともに、次世代の担い手である「子ども」を大切にするという丹波篠山市の姿勢を示しています。

まちづくりの主体となる市民は大人を想像しがちですが、第20条第6号で「丹波篠山の次の世代を担う子どもたちの健全育成の推進」をまちづくりの基本と定めており、「子どもがまちづくりに参画する権利」とは、子どもは、次世代を担う者として、学校での教育ばかりではなく、家庭や地域全体から愛育されるとともに、市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務があることから一項目決めました。

「子どもの権利条約」第12条において、意見を表す権利として、「子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもち、その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければならない」とされており、子どもも、まちづくりに参加する権利を有しています。しかし、年齢によっては成人と同等の判断力を求めることができない場合もあることから、まちづくりに参画する権利は、その年齢に応じたものになります。

このことから、子どももまちづくりに関わる市民の一員であることを明確にし、それぞれの年齢に応じ、「まちづくりに参画する権利」を保障するものです。

なお、「子ども」の定義については、各法令等により、その対象年齢は異なっており、本条例では、選挙年齢や民法の成年年齢(\*)に準じ、満18歳未満としていますが、一般的には幼い年齢層を指す場合に多く使われます。一方で、「青少年」については、法令によっては満18歳を超えた年齢を指す場合があり、また、「子ども」よりも高い年齢層を指す場合にも使われます。

このことから、本条例では、18歳未満の幅広い年齢層の市民もまちづくりに参画する権利を有していると定めるため、満18歳未満の青少年及び子どもとしています。

<p>*「児童の権利に関する条約」通称「こどもの権利条約」</p> <p>1989年(平成元年)に国連総会で採択され、日本では1994年(平成6年)4月に批准されました。</p> <p>この条約は、子どもにとって一番いいことは何かを考えなければいけないと謳っているとともに、子どもの権利を守るように次の4つのことを定めています。</p> <p>(1) 生きる権利(妨げる病気などで、命を失わないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど)</p> <p>(2) 育つ権利(教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。)</p> <p>(3) 守られる権利(あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは、特別に守られることなど。)</p> <p>(4) 参加する権利(自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることなど。)</p> <p>*平成30年6月13日 民法の年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立。(令和4年(2022年)4月1日施行)</p>	<p>*「児童の権利に関する条約」通称「こどもの権利条約」</p> <p>1989年(平成元年)に国連総会で採択され、日本では1994年(平成6年)4月に批准されました。</p> <p>この条約は、子どもにとって一番いいことは何かを考えなければいけないと謳っているとともに、子どもの権利を守るように次の4つのことを定めています。</p> <p>(1) 生きる権利(妨げる病気などで、命を失わないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど)</p> <p>(2) 育つ権利(教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。)</p> <p>(3) 守られる権利(あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは、特別に守られることなど。)</p> <p>(4) 参加する権利(自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることなど。)</p> <p>*平成30年6月13日 民法の年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立。(令和4年(2022年)4月1日施行)</p>
<p>(事業者の権利及び責務)</p> <p>第14条</p> <p>【解説】(略)</p> <p>≪第1項≫</p> <p>市内で事業活動を営むもの考え方は、一般の企業にとどまらず、自治体や非営利活動団体なども、事業者としての立場で行動する場合には適用されます。</p> <p>≪第2項・第3項≫(略)</p>	<p>(事業者の権利及び責務)</p> <p>第14条</p> <p>【解説】(略)</p> <p>≪第1項≫</p> <p>市内で事業活動を行ふもの考え方は、営利活動を行ふ一般の企業にとどまらず、自治体や非営利活動団体なども、事業者としての立場で行動する場合には適用されます。</p> <p>≪第2項・第3項≫(略)</p>
<p>(コミュニティの意義と支援)</p> <p>第21条</p> <p>【解説】(略)</p>	<p>(コミュニティの意義と支援)</p> <p>第21条</p> <p>【解説】(略)</p>

《第1項》

本市の主な地域コミュニティ組織としては、住んでいる地域を単位とした最も身近なつながりの強い住民組織である自治会と、一定の広がりを持つ地区において、将来像を共有し、住みよい地区の実現に向けて主体的に取り組むまちづくり協議会など地縁的なつながりを持つ地域型コミュニティがあります。

また、福祉や環境など共通の目的から形成されたボランティアグループ、NPO（非営利活動団体）などのテーマ型コミュニティもあります。

これらのコミュニティ組織はまちづくりを担う不可欠な組織だと位置付けをしています。

《第2項》

コミュニティ活動は、住民自治の基礎を築くことでもあると考えられ、市民は、コミュニティへの理解を深めるとともに尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、各人が可能な範囲で協力し、参加するよう努める必要があります。

《第3項》（略）

《第1項》

本市の主な地域コミュニティ組織としては、住んでいる地域を単位とした最も身近なつながりの強い住民組織である自治会と、一定の広がりを持つ地区において、将来像を共有し、住みよい地区の実現に向けて主体的に取り組むまちづくり協議会など地縁的なつながりを持つ地域型コミュニティがあります。

また、福祉や環境など共通の目的から形成されたボランティアグループ、NPO（非営利活動団体）などのテーマ型コミュニティもあります。さらに、人口減少等の影響により、今後ますますコミュニティ活動の維持は難しくなっていくことから、地域内だけでなく地域外の人々とも交流し地域活動に取り組むコミュニティのあり方も期待されます。これらのコミュニティ組織はまちづくりを担う不可欠な組織だと位置付けをしています。

《第2項》

コミュニティ活動は、住民自治の基礎を築くことでもあると考えられ、市民は、コミュニティへの理解を深めるとともに尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、自然災害や疫病の流行などによる生活様式の変化により、社会情勢など市民を取り巻く環境が変化したとしても、各人が可能な範囲で協力し、参加するよう努める必要があります。

《第3項》（略）

(交流及び連携)

第 22 条

【解説】

広域的な課題に対処するため、まちづくりに市外の人々の意見を取り入れるとともに、他の自治体や県・国と連携しながら、共通課題の解決を図る規定です。また、国際交流の促進についても定めています。

《第 1 項》(略)

《第 2 項》

国際連携は、国際交流から始まるという認識のもと、お互いの歴史、文化等の違いを理解し合い、国際感覚豊かなまちづくりを推進するため、国際社会との交流及び連携に努めます。

《第 3 項》

市民生活の活動範囲は日常的に市域を越えて広がっており、広域にまたがる課題については、近隣の自治体だけでなく、その状況に応じて連携を図り、協力し合いながら解決に当たるよう努めます。

(交流及び連携)

第 22 条

【解説】

まちづくりに市外の人々の意見を取り入れるとともに、他の自治体や県・国と連携し、広域的な共通課題の解決を図るための規定です。また、国際的な視野に立って、お互いに理解し、尊重しながら、国際交流(\*)を促進することについても定めています。

《第 1 項》(略)

《第 2 項》

国際感覚豊かなまちづくりを推進するため、国際交流を通じてお互いの歴史、文化等の違いを理解し合うことに努めます。

《第 3 項》

市民生活の活動範囲は日常的に市域を越えて広がっており、広域にまたがる課題については、近隣の自治体だけでなく、その状況に応じて連携を図り、協力し合いながら解決に当たるよう努めます。

\*国際交流とは、自治体や地域同士の交流だけでなく、住民同士が普段の生活においてお互いに理解し合うことも指します。